

特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。
なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」及び「徳島県土木工事共通仕様書（変更・追加事項）」に対する特記及び追加仕様事項は下記のとおりとする。

(安全教育等)

- 1 本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務による災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。